

## 林野火災対策に係る火災予防条例主な改正概要

### 【背景】

令和7年2月26日 岩手県大船渡市林野火災

延焼範囲：約3,370ha（昭和39年以降最大）

焼損棟数：住家90棟 住家以外136棟 死者：1名

⇒本火災をふまえた有識者による消防防災対策検討会により、林野火災注意報や警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高める必要があるとされたことから、総務省消防庁が火災予防条例（例）を改正した。（令和8年1月1日施行）

### 【主な改正内容】（12月議会上程 令和8年1月1日施行予定）

#### 1 林野火災注意報の創設（第29条の8新設）

気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、**林野火災注意報を発することができる**規定を設け（発令指標は施行規則に追加）、対象区域内の者に対し条例第29条に掲げる**火の使用等の制限に従うよう努力する義務を設ける**。ただし、**対象となる区域については限定することができる**こととする。

#### 《火災予防条例第29条 火災警報発令時の火気使用等の制限》

- (1)山林・原野等において火入れ又は喫煙をしないこと  
※火入れ=ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為全て
- (2)煙火を消費しないこと ※煙火=花火
- (3)屋外において火遊び又はたき火をしないこと  
※たき火=火を使用する設備や器具を用いず、また、用いても本来の使用方法によらずに火をたく行為。
- (4)屋外において引火性又は爆発性の物品その他の可燃物付近で喫煙しないこと
- (5)残火(たばこの吸殻を含む)取灰又は火粉を始末すること  
※残火・取灰=何らかの火を使用する行為があった後に残されるもの。

#### 2 林野火災警報発令時の火気使用制限区域限定可能化（第29条の9新設）

従来、消防法第22条第3項に基づく火災警報の発令下においては市内全域に条例第29条に掲げる火の使用等の制限に従う義務が発生（違反時は罰則有り。）する。

今般、林野火災予防を目的とした火災警報（以下「林野火災警報」という。）を発するための指標を新たに設け（施行規則に追加）、この林野火災警報の発令の際には、火の使用等の制限に従う**義務が発生する区域を限定することができる**ようにするもの。

### 【対象区域・発令指標】

下表内の基準を火災予防条例等施行規則に追加する。

	制限対象区域	発令指標
林野火災注意報	森林法第5条による地域森林計画が策定されている山林を対象とする。	1～5月の間で下記のいずれかに該当 (1)前3日間の合計降水量1mm以下+前30日間の合計降水量が30mm以下  (2)前3日間の合計降水量1mm以下+乾燥注意報  (過去の平均該当日数：39日/年)
林野火災警報	上記区域	林野火災注意報の指標+強風注意報  (過去の平均該当日数：6日/年)

※制限対象区域外については、個別の事案毎における具体的な火災予防上の危険性に応じて、消防法第3条（消防吏員が火気使用の制限や消火準備、残火や火粉の処理を命じることができる権限）に基づいた行政指導や命令を行うことで安全性を担保する。

※林野火災警報は、気象庁が発令する各警報とは違い乾燥や風が林野火災の直接的原因ではないことや、発令指標の状態が継続することによって危険度が増していくものではないことから、**災害対応の必要は無いものとする。**

### 【本市で発生した林野火災】

過去10年で9件発生

うち8件が1～5月の間に発生

地域森林計画範囲内7件 焼損面積約14~1,100㎡

〃 範囲外2件 焼損面積約2~7㎡

### 【隣接市町の現状】

宝塚市 対象区域：山林（周囲を加える可能性有り）

発令指標：本市と同指標（対象期間に「概ね」とする可能性有り）

猪名川町 対象区域：本市と同区域（周囲を加える可能性有り）

発令指標：本市と同指標

池田市 対象区域：登記上山林、原野である場所  
発令指標：本市と同指標

能勢町 対象区域：町内全域  
発令指標：本市と同指標。ただし、対象期間は年間通じてとする。

豊能町 対象区域：北摂山系内  
発令指標：本市と同指標

### 【本市の屋外火気使用に対する主な規制】

#### 1 火入れ（川西市火入れ条例・産業振興課）

森林から1kmの範囲における火入れは市の許可が必要。  
強風注意報下では行えない。（火入れ条例第14条）

#### 2 喫煙（火災予防条例）

屋外における規制は火災予防条例第29条のみ。

#### 3 花火の消費（火薬類取締法・火災予防条例）

- ・煙火・・・兵庫県の許可が必要。
- ・玩具煙火・・・強風注意報下では行えない。（火災予防条例第26条）

#### 4 たき火（火災予防条例）

可燃物の近くではたき火をしてはならない。（火災予防条例第25条）

#### 5 ごみの焼却（廃棄物処理法・環境政策課）

一般廃棄物の焼却は禁止されている。

ただし、農林業を営むにあたってやむを得ない焼却や、とんど焼きなどの風俗慣習上、宗教上の行事やたき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却は認められている。

【発令におけるフロー】

